

定時株主総会招集ご通知 (交付書面に記載しない事項)

事業報告

| | |
|--|---|
| 会計監査人に関する事項 | 1 |
| 業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決議の内容 および当該体制の運用状況の概要 | 2 |

連結計算書類

| | |
|-----------|---|
| 連結持分変動計算書 | 7 |
| 連結注記表 | 8 |

計算書類

| | |
|------------|----|
| 貸借対照表 | 29 |
| 損益計算書 | 30 |
| 株主資本等変動計算書 | 31 |
| 個別注記表 | 32 |

監査報告書

| | |
|----------------------|----|
| 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 | 40 |
| 会計監査人の監査報告書 | 42 |

住友ゴム工業株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）には記載しておりません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

| | |
|-----------------------------------|--------|
| ①当社が支払うべき報酬等の額 | 265百万円 |
| ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 291百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を基に、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の主要な事業所および重要な子会社のうち、PT Sumi Rubber Indonesiaなどの在外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、合意された手続業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条の定めにより直ちに解任することが妥当と判断した場合、監査役全員の一致の決議によって会計監査人を解任します。また、監査役会は、会社法第344条に従い会計監査人の再任または不再任の判断を行い、継続して職務を適切に遂行することが困難であると判断される場合、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

| | (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要 | (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 |
|-------------------------------|--|---|
| 総論 | <p>当社は、当社グループ（当社および会社法第2条第3号に定める子会社）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関し、取締役会で決議しております。内容および当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。</p> | <p>当事業年度は、いずれの項目においても、業務の適正を確保するための体制の運用を適切に行いました。個別の運用状況の概要は以下のとおりです。</p> |
| ①取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 | <p>当社文書管理規定に従い、起案決裁書等、取締役の職務の執行に係る情報を記録し、適切に管理する。当社取締役および当社監査役は、これらの記録を随時閲覧できるものとする。</p> | <p>取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成され、それぞれ文書管理規定に従い適切に管理しており、当社取締役および当社監査役は、これらの記録を随時閲覧できる体制としております。</p> |
| ②損失の危険の管理に関する規程その他の体制 | <p>当社グループの事業活動に重大な影響を及ぼす恐れのある品質、法律、環境、与信、事故、災害等の経営リスクについては、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規定に基づき、それぞれの担当部署および各子会社において事前にリスク分析、対応策を検討し、当社の経営会議等で審議する。リスク分析・対応策の検討に当たっては、必要に応じて顧問弁護士等の専門家に助言・指導を求める。</p> <p>当社グループ横断的なリスクについては、当社管理部門の各部が、それぞれの所管業務に応じ関連部署および各子会社と連携しながら、グループ全社としての対応を行う。リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理活動を統括し、リスク管理体制が有効に機能しているか適宜調査・確認する。</p> <p>当社グループにおいて重大なリスクが顕在化し、または顕在化が予想される場合には、危機管理規定に基づき、当社社長が危機管理本部を設置する。</p> | <p>当社リスク管理規定に基づきリスク管理委員会を2回開催し、当社グループ横断的なリスクの管理活動を統括するとともに、当社グループ全体のリスク管理体制が有効に機能していることを確認しました。</p> <p>海外の地政学的なリスクに関しては、関係各部門で情報を共有する等、グループ全体の事業運営や業績への影響を最小限にとどめるべく、従業員・家族の安全面の事前検討を推進するほか、サプライチェーンへの影響に対する対策実施等を各事業部・機能部門と連携して進めました。</p> <p>このほか、地震などの重大な災害への備えとしてBCPを策定し、従業員・家族の安全確保を最優先としつつ、グループ全体の事業運営や業績への影響を最小限にとどめるべく運用しております。また、定期的に実際の災害を想定したBCP訓練を実施し各事業部・機能部門との連携を確認しております。</p> |

| | (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要 | (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 |
|---------------------------------|--|---|
| ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 | <p>取締役や管理職等の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、当社では職制および業務分掌規定において担当部署、職務権限および各組織の所管業務を定め、各子会社にもこれに準拠した体制を構築させる。</p> <p>また、当社では執行役員制を採用し、環境変化や顧客ニーズに応じた機動的な事業運営を行う体制とする。</p> <p>なお、各部門・各子会社の業績や効率性については、中期経営計画等を策定するとともに、予算会議において目標を設定（目標は必要に応じて随時見直す）し、グループ業績会議において月次単位で達成状況を報告させ、把握・分析する。</p> <p>当社グループの業務全般においてIT・デジタル技術の活用を推進し、職務執行の効率化を図る。</p> | <p>定時取締役会を15回、臨時取締役会を3回開催し、中期経営計画や業績、決議事項の進捗状況を確認した他、更なる議論が必要なテーマについてはオフサイトミーティングを4回実施し理解を深めるなど、効率的に職務を執行できる体制としております。</p> <p>また、執行役員制を採用し、取締役会から広範な権限委譲を受けた経営会議を27回開催することで機動的に事業運営を行いました。</p> <p>なお、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステムの整備や業務効率向上のためのRPA化の推進等も実施することで、意思決定の迅速化や効率的な職務執行を進めております。</p> |

| | (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要 | (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 |
|---|---|---|
| ④取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 | <p>住友ゴムグループの企業理念体系「Our Philosophy」を意思決定の拠り所、行動の起点とし、企業行動基準や各種コンプライアンス・マニュアルの当社グループ全体への浸透に努めるほか、経営トップの指針を明示して、法令遵守、企業倫理の維持が経営の根幹をなすものであることを当社グループ全体に徹底する。</p> <p>当社社長を委員長とする企業倫理委員会において、当社グループ横断的なコンプライアンス・リスクの把握、分析および評価、研修の企画・実施、違反事例に係わる原因の究明や再発防止策の立案およびそれらの当社グループ内への周知徹底を行う。</p> <p>企業倫理ヘルプラインを設置し、企業倫理上疑義のある行為等について、当社グループの従業員等が直接通報・相談できる体制とする。企業倫理ヘルプラインに寄せられた情報については、企業倫理委員会において、状況把握を行い、必要な対策をとるものとする。</p> <p>住友ゴムグループの企業行動基準に、反社会的勢力との関係を一切遮断することを規定し、反社会的勢力からの一切の要求を拒絶する体制とする。</p> | <p>取締役会での監督に加え、監査役会を12回開催し、取締役の業務執行が法令および定款に適合していることを確認しました。また、企業倫理委員会は4回開催し、グループ全体で起こったコンプライアンス事案の共有や課題に関する議論を行うとともに、更なるコンプライアンス意識の醸成につなげるための施策について審議を行いました。また、取締役会でも同委員会の実施状況について報告を行い、当社グループ横断的なコンプライアンス・リスクについて経営トップを含め課題を共有しました。</p> |

| | (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要 | (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 |
|--|---|---|
| ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 | 当社の所管部署は子会社各社の業績等の目標およびその達成状況について各子会社の取締役等から定期的に報告を受けるとともに、関係会社管理規定に基づき、当社の経営会議、取締役会に付議すべき事項やリスク管理、コンプライアンス等に関する一定の事項について適宜報告を受け、または必要により当社と協議する体制をとるものとする。 | 当社所管部署と国内外関係会社のコミュニケーションを強化するとともに、Bad News First/Fastの周知や本社と子会社が一体となって諸問題に対処できる体制づくりを進めております。業務遂行にともない発生する種々の課題については、必要に応じて各種会議体でも適宜情報共有を図りつつ、グループ全体を通じた適正な職務執行を実施しております。 |
| ⑥財務報告の適正性を確保するための体制 | 金融商品取引法および金融庁が定める評価・監査の基準ならびに実施基準に沿った内部統制システムの整備を進め、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制の一層の強化を図る。 | 会計監査人による監査等も活用しながら、法令等に沿った内部統制システムの更なる整備を進め、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制の強化を随時図っております。 |
| ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 | 当社監査役の業務を補助すべき専任者として監査役付を配置し、もっぱら当社監査役の指揮命令に従うものとする。 また、監査役付の人事異動、人事評価に際しては、あらかじめ監査役会に意見を求めるものとする。 | 当社では、監査役の業務を補助すべき専任者として、地位の独立性に配慮した監査役付検査役を配置しております。 |

| | (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要 | (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 |
|--|---|---|
| ⑧取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 | <p>当社常勤監査役は当社の経営会議その他の重要な会議に出席し、当社グループの状況を適切に把握することとする。リスク管理上重要な事項等については、当社グループの取締役または部門長等から適宜当社監査役に報告する体制とする。</p> <p>企業倫理ヘルプラインに通報された事項（軽微なものを除く。）は、当社監査役会に報告する。当社グループ各社を適用対象とする企業倫理取り組み体制に関する規定において、企業倫理ヘルプラインへの通報者に関する事項の守秘、通報者への不利益な取り扱いの禁止をする等、当社監査役へ報告したことを理由とした不利益な取り扱いを禁止する体制とする。</p> | <p>当社常勤監査役は、経営会議や企業倫理委員会、リスク管理委員等の重要な社内会議に出席し、実効的な監査に必要な情報の報告を随時受けております。監査役会においてこれらの情報を社外監査役と共有することで、客観かつ公平な視点も備えた実効性のある監査を実施しました。</p> |
| ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 | <p>当社監査役が当社グループの取締役または部門長等からヒアリング等を行う機会を適宜確保する。</p> <p>当社監査役の職務執行について生ずる合理的な範囲の費用については、臨時での出費を含め、当社に精算を請求できる体制とする。</p> | <p>当社監査役会では、当社グループの取締役または部門長等から担当業務の内容や中期経営計画に対する進捗等を計6回、定期的に聴取しました。</p> <p>また監査役による現地実査の結果を監査役全員で共有することで、実効的な監査を実施しました。</p> <p>また、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用については、監査計画を踏まえ、あらかじめ予算を計上するとともに、臨時に拠出した費用についても当社が負担しております。</p> |

連結持分変動計算書

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)
(単位：百万円)

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | |
|------------------|----------------|--------|---------|------|----------------------|-----------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | その他の資本の構成要素 | |
| | | | | | 在外営業 活動体の 換算差額 | キャッシュ ・フロー・ ヘッジ |
| 2025年1月1日時点の残高 | 42,658 | 39,788 | 520,815 | △26 | 43,499 | 5 |
| 当期利益 | | | 50,379 | | | |
| その他の包括利益 | | | | | 28,253 | △5 |
| 当期包括利益合計 | — | — | 50,379 | — | 28,253 | △5 |
| 自己株式の取得 | | | | △359 | | |
| 自己株式の処分 | | △0 | | 0 | | |
| 配当金 | | | △16,827 | | | |
| 株式報酬取引 | | 3 | | 17 | | |
| 利益剰余金への振替 | | | 1,626 | | | |
| 資本剰余金への振替 | | | | | | |
| その他 | | | | | | |
| 所有者との取引額合計 | — | 3 | △15,201 | △342 | — | — |
| 2025年12月31日時点の残高 | 42,658 | 39,791 | 555,993 | △368 | 71,752 | — |

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | 非支配持分 | 資本合計 |
|------------------|---------------------------------------|----------------|--------|---------|--------|---------|
| | その他の資本の構成要素 | | 合計 | 合計 | | |
| | その他の包括利益 を通じて公正価値 で測定する 金融資産 | 確定給付制 度の再測定 | | | | |
| 2025年1月1日時点の残高 | 9,395 | — | 52,899 | 656,134 | 19,676 | 675,810 |
| 当期利益 | | | — | 50,379 | 2,325 | 52,704 |
| その他の包括利益 | 1,218 | △2,733 | 26,733 | 26,733 | 217 | 26,950 |
| 当期包括利益合計 | 1,218 | △2,733 | 26,733 | 77,112 | 2,542 | 79,654 |
| 自己株式の取得 | | | — | △359 | | △359 |
| 自己株式の処分 | | | — | 0 | | 0 |
| 配当金 | | | — | △16,827 | △1,988 | △18,815 |
| 株式報酬取引 | | | — | 20 | | 20 |
| 利益剰余金への振替 | △4,359 | 2,733 | △1,626 | — | | — |
| 資本剰余金への振替 | | | — | — | | — |
| その他 | | | — | — | | — |
| 所有者との取引額合計 | △4,359 | 2,733 | △1,626 | △17,166 | △1,988 | △19,154 |
| 2025年12月31日時点の残高 | 6,254 | — | 78,006 | 716,080 | 20,230 | 736,310 |

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSに求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 84 社

主要な連結子会社の名称等

(株)ダンロップタイヤ

PT Sumi Rubber Indonesia

住友橡膠（湖南）有限公司

Sumitomo Rubber(Thailand) Co., Ltd.

Sumitomo Rubber South Africa (Pty) Limited

Sumitomo Rubber AKO Lastik Sanayi ve Ticaret A.Ş.

SRI USA, Inc.

Roger Cleveland Golf Company, Inc.

(株)ダンロップスポーツマーケティング

住友橡膠（常熟）有限公司

住友橡膠（中国）有限公司

Sumitomo Rubber do Brasil Ltda.

AIソリューションを提供する米国のベンチャー企業であるViaduct, Inc. と逆三角合併による買収契約を締結し、連結の範囲に含めております。

また株式取得により2社を連結の範囲に含めております。

さらに、清算終了により1社を連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は、連結財務情報のより適正な開示を図るため、連結決算日において仮決算を実施した上で連結しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数3社

主要な会社名

栃木住友電工(株)

内外ゴム(株)

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 分類

当社グループは、デリバティブ以外の金融資産を、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、又は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

(償却原価で測定される金融資産)

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

(a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

償却原価で測定される金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産以外の金融資産のうち、売却目的保有を除く全てのその他の資本性金融商品に対する投資について、当社グループは、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っております。

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産)

償却原価で測定される金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。当社グループは、いずれの負債性金融商品に対する投資も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定していません。

(ii) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。重要な金融要素を含む営業債権を除く全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。

(iii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(償却原価で測定される金融資産)

償却原価で測定される金融資産については、実効金利法により測定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

(a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産)

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(iv) 金融資産の減損

当社グループは償却原価で測定される金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

(信用リスクの著しい増大の判定)

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生リスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。

なお、当社グループは、信用リスクが著しく増大しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するのにあたっては、以下を考慮しております。

- ・金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・内部信用格付の格下げ
- ・借手の経営成績の悪化
- ・期日経過の情報

(予想信用損失の測定)

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。

(v) 金融資産の認識の中止

金融資産は、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴う全てのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

また当社グループは、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

② デリバティブ以外の金融負債

(i) 分類

当社グループは、デリバティブ以外の金融負債を、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

(ii) 当初認識及び測定

当社グループは、当社グループが発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他の全ての金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。全ての金融負債は、公正価値に取引コストを減算した金額で当初測定しております。

(iii) 事後測定

金融負債は、実効金利法による償却原価で事後測定しております。

(iv) 金融負債の認識の中止

金融負債は消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額ベースで決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ、相殺し、連結財政状態計算書において純額で表示しております。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの公正価値の変動額についての会計処理は、適格なヘッジ手段に指定される場合はヘッジ目的とヘッジ指定により決定され、適格なヘッジ手段に指定されない場合のデリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しております。

(i) ヘッジ会計の適格要件

当社グループは、ヘッジ関係がヘッジ会計の適格要件を満たすかどうかを評価するために、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値、又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、ヘッジ有効性の要求を全て満たしているかどうかについても、ヘッジ開始以降継続的に評価し文書化しております。なお、ヘッジ有効性の継続的な評価は、各期末日又はヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時のいずれか早い方において行っております。

(ii) 適格なヘッジ関係の会計処理

ヘッジ会計の適格要件を満たすヘッジ関係については、以下のように会計処理しております。

(公正価値ヘッジ)

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ヘッジ対象に係る公正価値の変動額は、ヘッジ対象の帳簿価額を調整するとともに、純損益として認識しております。

(キャッシュ・フロー・ヘッジ)

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分であるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金はその他の包括利益として認識し、ヘッジ有効部分以外は純損益として認識してお

ります。

ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産もしくは非金融負債の認識を生じる場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を直接、当該資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に振り替えております。

上記以外のキャッシュ・フロー・ヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、純損益に振り替えております。

ただし、当該金額が損失であり、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと予想する場合には、回収が見込まれない金額を、直ちに純損益に振り替えております。

ヘッジ会計を中止する場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生が依然見込まれる場合には、当該キャッシュ・フローが発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残し、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、純損益に直ちに振り替えております。

⑤ 金融商品の公正価値

各報告日現在で活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格を参照しております。活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

⑥ 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上しております。取得原価は主として総平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び、関連する変動販売費を控除した額であります。

(2) 有形固定資産、無形資産及びリースの評価基準、評価方法並びに減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

全ての有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、当該資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用及び適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入費用が含まれております。

取得後の支出は、当該項目に関連する将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、かつその費用を信頼性をもって測定することができる場合には、当該資産の帳簿価額に含めるか、又は適切な場合には個別の資産として認識しております。取り替えられた部分についてはその帳簿価額の認識を中止しております。その他の修繕及び維持費は、発生時に純損益として認識しております。

土地及び建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたって、定額法で計上しております。

主な資産の種類別の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2～60年
- ・機械装置及び運搬具 2～20年
- ・工具、器具及び備品 1～20年

資産の減価償却方法、残存価額及び見積耐用年数は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

② 無形資産

(i) のれん

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定されます。

のれんは償却を行わず、減損テストを実施しております。減損については「(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ②非金融資産の減損」に記載しております。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識しており、耐用年数の確定できないものを除き、その見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

(ii) その他の無形資産

その他個別に取得した無形資産で耐用年数が確定できるものについては、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しており、その見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。なお、耐用年数が確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・顧客関連資産 5～20年
- ・ソフトウェア 3～5年

資産の償却方法、残存価額及び見積耐用年数は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ リース

IFRS第16号におけるリースの定義に基づいて契約がリース又はリースを含んでいるか否かを判定しております。リース期間が12ヶ月以内のリース及び原資産が少額であるリース以外の全てのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識しております。

リース開始日時点において、使用権資産はリース料総額の割引現在価値に取得時直接コスト等を調整した額で認識しており、リース負債はリース料総額の割引現在価値で認識しております。通常、当社グループは割引率として追加借入利率を用いております。使用権資産は、リース期間にわたって定額法で減価償却しております。

リース料は、リース負債に係る金利を控除した金額をリース負債の減少として処理しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースのリース料については、連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額が合理的に見積り可能である場合に認識しております。

引当金は、貨幣の時間価値が重要である場合には、債務の決済に必要とされると見込まれる支出に、貨幣の時間価値の現在の市場評価と当該債務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値で測定しております。時間の経過による引当金の増加は金融費用として認識しております。

| | |
|-------------------|---|
| 製品自主回収関連 損失引当金 | 製品自主回収に関する直接回収費用及び関連する費用について、翌連結会計年度以降発生すると考えられる合理的な損失見込額を計上しております。 |
|-------------------|---|

| | |
|--------|--|
| 資産除去債務 | 賃借事務所・建物の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。これらの費用は主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。 |
|--------|--|

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨換算

(i) 外貨建取引

当社グループ各社の財務諸表は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨である機能通貨で作成しております。

外貨建取引は、取引日における為替レート又はそれに近似するレートで当社グループ各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算し、換算又は決済によって生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額のうちヘッジが有効な部分については、その他の包括利益として認識しております。

(ii) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については連結会計期間中の為替レートが著しく変動している場合あるいは超インフレ経済国の通貨である場合を除き、期中平均レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しております。当該差額は「在外営業活動体の換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めております。

在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識しております。

なお、超インフレ経済下にある子会社の業績及び取引は、超インフレ会計の適用により期末日の為替レートを用いて日本円に換算しております。

② 非金融資産の減損

有形固定資産及び無形資産は、事象あるいは状況の変化により、その帳簿価額が回収できない可能性を示す兆候がある場合に、減損の有無について検討しております。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過する金額については減損損失を認識しております。回収可能価額とは、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額であります。

回収可能価額の算定においては、経営者によって承認された事業計画等を基礎とした将来キャッシュ・フロー、加重平均資本コスト等について重要な仮定を設定しております。

これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

減損を検討するために、資産は個別に識別可能なキャッシュ・フローが存在する最小単位（資金生成単位）にグループ分けされます。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産は償却の対象ではなく、每期、資産の回収可能価額を見積り、その帳簿価額と比較する減損テストを実施しております。

のれんについても每期減損テストを実施し、取得原価から減損損失累計額を控除した額が帳簿価額となります。のれんは、減損テスト実施のために、企業結合のシナジーによる便益を得ることが期待される各資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

のれんを除く、過去に減損を認識した有形固定資産及び無形資産については、各報告期間の末日において減損が戻入れとなる可能性について評価を行っております。

③ 従業員給付

(i) 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算をせず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(ii) 退職後給付

(a) 確定給付制度

当社及び一部の子会社は、確定給付制度を採用しております。

確定給付制度に関連して認識される資産又は負債は、制度ごとに区分して、報告期間の末日現在の確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額となっております。確定給付債務は、独立した年金数理人が、予測単位積増方式を用いて毎期算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間をもとに割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

実績による修正及び数理計算上の仮定の変更から生じた数理計算上の差異は、発生した期間に、その他の包括利益に計上した上で即時に利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期間に純損益として認識しております。

(b) 確定拠出制度

当社及び一部の子会社は、確定拠出制度を採用しております。確定拠出制度の退職給付に係る費用は、拠出金の支払を行っている限り、追加的な支払債務は発生しないため、支払期日に拠出金を従業員給付費用として認識しております。

(iii) その他の長期従業員給付

退職給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引いて算定しております。

④ 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、タイヤ事業、スポーツ事業、産業品他事業の各製商品の製造、販売を主な事業としており、それぞれの収益認識基準は、以下のとおりであります。なお、当社グループは顧客への納品後又はサービスの提供後、1年以内に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(タイヤ事業)

「ダンロップ」「ファルケン」をメインブランドとする乗用車用、トラック・バス用、モーターサイクル用など各種タイヤ及び関連用品を国内外の顧客に提供しております。顧客に商品を引き渡した時点で、履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

(スポーツ事業)

スポーツ用品の販売を国内外の顧客に提供するとともに、ゴルフトーナメント運営、ゴルフスクール・テニススクールなどのサービスを提供しております。

スポーツ用品の販売においては、顧客に商品を引き渡した時点で、履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

ゴルフトーナメント運営においては、主催者に対して契約期間に基づき、トーナメント運営のサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務はサービスを提供した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

ゴルフスクール・テニススクールにおいては、会員に対して契約期間にわたり、レッスンサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務はサービスを提供した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

(産業品他事業)

高機能ゴム製品、生活用品、インフラ系商材などを国内外の顧客に提供しております。顧客に商品を引き渡した時点で、履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

⑤ 法人所得税

法人所得税費用は当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益で認識される項目あるいは資本に直接認識される項目に関する場合を除いて、純損益で認識しております。

当期法人所得税費用は、当社及び子会社が事業を行い、課税所得を生成している国において、連結会計年度末日時点で施行又は実質的に施行されている法定税率及び税法に基づき算定しております。

繰延税金資産及び負債は、資産負債法により、資産及び負債の税務基準額と連結財務諸表上の帳簿価額との間に生じる一時差異に対して認識しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異や税務上の繰越欠損金のように、将来の税務申告において税負担を軽減させるものについて、それらを回収できる課税所得が生じる可能性の高い範囲内で認識しております。一方、繰延税金負債は、将来加算一時差異に対して認識しております。

ただし、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・会計上の損益にも課税所得（税務上の欠損金）にも影響を与えない取引（企業結合を除く）における、資産又は負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・IAS12号で定められる例外措置に基づく、グローバル・ミニマム課税ルールから生じる法人所得税に関する一時差異

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日までに施行又は実質的に施行されており、関連する繰延税金資産が実現する期間又は繰延税金負債が決済される期間において適用されると予想される法定税率及び税法に基づき測定しております。

当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的に強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金資産及び負債が、同じ納税企業体、又は、純額ベースでの決済を行うことを意図している異なる納税企業体に対して、同一の税務当局によって課されている法人所得税に関連するものである場合には、繰延税金資産及び負債は相殺しております。

⑥ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

当社グループの顧客との契約から生じる収益において、当連結会計年度の主たる地域市場における収益の分解と報告セグメントとの関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | |
|-----|-----------|---------|--------|-----------|
| | タイヤ | スポーツ | 産業品他 | 合計 |
| 日本 | 294,939 | 37,687 | 29,399 | 362,025 |
| 北米 | 237,708 | 41,262 | 126 | 279,096 |
| 欧州 | 200,861 | 22,608 | 442 | 223,911 |
| アジア | 155,588 | 17,476 | 7,487 | 180,551 |
| その他 | 154,587 | 6,541 | 350 | 161,478 |
| 合計 | 1,043,683 | 125,574 | 37,804 | 1,207,061 |

(注) 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「4. 会計処理基準に関する事項(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項④収益認識」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

当社グループの契約残高は、主に顧客との契約から生じた債権（受取手形、電子記録債権及び売掛金）であり、当連結会計年度の期首残高は218,021百万円、期末残高は204,288百万円です。当連結会計年度の期首及び期末時点の契約負債残高に重要性はありません。

また、当連結会計年度において認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

なお、当社グループはIFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報を開示しておりません。

(3) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コスト及び履行に係るコストはありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

非金融資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末の連結財政状態計算書に有形固定資産466,456百万円、のれん47,222百万円、無形資産174,099百万円（うち耐用年数を確定できない無形資産103,893百万円）を計上しております。

このうち、資金生成単位グループのMicheldever Group Ltd.に係るのれん26,768百万円、耐用年数を確定できない無形資産4,038百万円が含まれており、「DUNLOP」商標権が帰属する資金生成単位グループに係るのれん30,396百万円、耐用年数を確定できない無形資産104,627百万円が含まれております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「4. 会計処理基準に関する事項(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項②非金融資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

| | |
|----------------------------|--------------|
| 1. 資産から直接控除した貸倒引当金 | |
| 営業債権及びその他の債権 | 2,847百万円 |
| その他の金融資産（非流動資産） | 413百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 | 1,093,846百万円 |

(連結損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 263,043,057株

2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 (株) | 当連結会計年度 増加株式数 (株) | 当連結会計年度 減少株式数 (株) | 当連結会計年度末 株式数 (株) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普通株式 | 15,195 | 201,744 | 10,066 | 206,873 |

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取と取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

(注) 2. 普通株式の自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分及び単元未満株式の売渡によるものであります。

3. 配当金に関する事項

(1) 配当支払額

2025年3月27日開催の第133期定時株主総会決議による配当

株式の種類 普通株式
配当金の原資 利益剰余金
配当金の総額 7,628百万円
1株当たり配当額 29円
基準日 2024年12月31日
効力発生日 2025年3月28日

2025年8月7日開催の取締役会決議による配当

株式の種類 普通株式
配当金の原資 利益剰余金
配当金の総額 9,199百万円
1株当たり配当額 35円
基準日 2025年6月30日
効力発生日 2025年9月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年3月26日開催の第134期定時株主総会において決議を予定している配当

株式の種類 普通株式
配当金の原資 利益剰余金
配当金の総額 11,039百万円
1株当たり配当額 42円
基準日 2025年12月31日
効力発生日 2026年3月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けるため、事業活動の過程で保有する又は引き受ける金融商品は固有のリスクにさらされております。リスクには、(1)信用リスク、(2)流動性リスク、(3)市場リスク（為替リスク、株価リスク、金利リスク）が含まれております。

(1) 信用リスク

当社グループは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行になることにより、金融資産が回収不能になるリスク（以下「信用リスク」）にさらされており、与信管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等を早期に把握できる体制をとることで信用リスクの軽減を図っております。

また、当社グループでは、事業に係るリスクを軽減するために金融機関等が提供するデリバティブ金融商品を利用しておりますが、デリバティブ金融商品に係る取引は格付けの高い金融機関とのみ行っているため、当該取引に係る当連結会計年度末における信用リスクは重要ではないと考えております。

なお、営業債権は、広範囲の地域に広がる多くの数の顧客に対するものであり、特定の相手先について、重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、過度に集中した信用リスクは有しておりません。

(2) 流動性リスク

当社グループは、短期借入金を主に運転資金の調達を目的として利用し、長期借入金や社債を主に設備投資資金の調達を目的として利用しております。支払手形及び買掛金といった債務と合わせ、当社グループはこれらの債務の履行が困難になる流動性リスクにさらされております。その流動性リスクについて、当社グループは決済に必要なキャッシュ・フローの予測計画をもとに作成した適切な資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 市場リスク

① 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業展開を行っており、当社及び各子会社が製造した製品等を海外にて販売しております。このため、当社及び各子会社が機能通貨以外の通貨で行った取引から生じる外貨建営業債権等を報告期間末日の為替レートをを用いて、機能通貨に換算替えることに伴う、為替相場の変動リスク（以下「為替リスク」）にさらされております。

また、一部の原材料等の輸入に伴う外貨建営業債務やその他の外貨建債務も、為替リスクにさらされておりますが、恒常的に同じ通貨建ての営業債権等の残高の範囲内にあるため、当該為替リスクは、外貨建営業債権等から生じる為替リスクと相殺されます。

当社グループの為替リスクは、主に、米ドル、ユーロ等の為替相場の変動により発生します。当社及び一部の子会社は、通貨別月別に把握された外貨建営業債権債務の残高を把握し、その純額から生じる為替リスクを、原則として先物為替予約を利用して回避しております。なお、為替相場の状況により、輸出入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務の純額に対する先物為替予約を行っております。また、営業債権債務以外の外貨建債権債務に係る為替の変動リスクを抑制するために、原則として通貨スワップ取引等を利用しております。

当社グループは、デリバティブ取引をリスク回避目的にのみ利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 株価リスク

当社グループは、金融取引及び財務取引の維持強化、相互の事業拡大並びに取引関係の強化を目的として業務上の関係を有する企業の株式を保有していることから、株価変動リスクにさらされております。なお、保有資産の効率化及び有効活用を図るため、定期的に公正価値や発行体の財務状況を把握し、保有の是非について見直しております。

③ 金利リスク

市場金利の変動により、金融商品の公正価値もしくは金融商品から生じる将来キャッシュ・フローが変動するリスクは、金利リスクとして定義しております。当社グループの金利リスクのエクスポージャーは、主に借入金や社債などの債務及び利付預金などの債権に関連しております。利息の金額は市場金利の変動に影響を受けるため、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクにさらされております。

当社グループは、主に金利の上昇による将来の利息の支払額の増加を抑えるために、社債を固定金利で発行することにより資金調達を行っております。長期借入金を変動金利により調達する場合には、原則として、変動金利を受け取り、固定金利を支払う金利スワップ契約を金融機関と締結し、調達金利を実質的に固定化することにより、キャッシュ・フローの安定化を図っております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2025年12月31日における金融資産及び金融負債の公正価値と連結財政状態計算書上の帳簿価額は以下のとおりであります。

なお、連結財政状態計算書において、公正価値で測定する金融商品及び公正価値と帳簿価額が近似している金融商品は、以下の表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 帳簿価額 | 公正価値 |
|---------------------------|---------|---------|
| 金融負債 | | |
| 償却原価で測定される金融負債 社債及び借入金 | 322,051 | 308,231 |

(注) 公正価値の算定方法

社債及び長期の借入金につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳に関する事項

連結財政状態計算書に認識された金融資産及び金融負債に関する経常的な公正価値測定の分析は次のとおりであります。これらの公正価値測定は、用いられる評価技法へのインプットに基づいて、3つの公正価値ヒエラルキーのレベルに区分されております。それぞれのレベルは、以下のように定義しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の相場価格

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接的または間接的に観察可能なもの

レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産または負債に関するインプット

公正価値で測定される金融商品の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|----------------------------|--------|-------|-------|--------|
| 資産 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 | | | | |
| デリバティブ | - | 674 | - | 674 |
| 貸付金 | - | 1,041 | - | 1,041 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産 | | | | |
| 資本性金融商品 | 12,839 | - | 2,108 | 14,947 |
| 資産合計 | 12,839 | 1,715 | 2,108 | 16,662 |
| 負債 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債 | | | | |
| デリバティブ | - | 542 | - | 542 |
| 負債合計 | - | 542 | - | 542 |

(注) 公正価値の測定方法

(デリバティブ)

デリバティブにつきましては、契約締結先金融機関から提示された価額に基づいて算定し、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類しております。

(その他の金融資産)

その他の金融資産のうち、市場性のある有価証券の公正価値は、市場価格に基づいて算定し、公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類しております。また、非上場の株式等の公正価値は、主に簿価純資産法等を使用して評価しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類しております。

それ以外の金融商品の公正価値の算定には、割引キャッシュ・フロー分析などその他の技法を用いており、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類しております。

(売却目的保有に分類される処分グループに関する注記)

当社は、事業構造改革の一環として、当社の連結子会社であるSumitomo Rubber USA, LLC(以下「SRUSA」)における生産活動をすべて終了し、その後必要な準備を行ったのちに同社を解散することを2024年11月7日開催の取締役会にて決議いたしました。その一部として、SRUSAに残存している有形固定資産について、台湾に本社を置くHwa Fong Rubber Ind. Co., Ltd. (以下「華豊社」)及び華豊社の100%子会社であるHwa Fong Rubber (USA), Inc. とSRUSAとの間で資産譲渡契約を締結することについて2025年10月1日開催の取締役会にて決議、2025年10月13日に資産譲渡契約を締結して手続きを進めております。

これに伴い、当連結会計年度においてSRUSAの当該対象資産である有形固定資産5,855百万円を売却目的保有に分類される処分グループに係る資産に分類しております。

なお、当該売却目的保有に分類される処分グループに係る資産については、売却コスト控除後の公正価値が帳簿価額を上回る見込みのため、帳簿価額により測定しております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当社グループは2022年12月期第2四半期より、トルコ・リラを機能通貨とするトルコの子会社の財務諸表について、IAS29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い、報告期間の末日現在の測定単位に修正した上で、当社グループの連結財務諸表に含めております。取得日を基準とした変換係数を用いて非貨幣性項目の取得原価を修正する際に、一部、仮定を使用していますが、新たな情報入手に伴い、より精緻に見積ることが可能となったことから、当連結会計年度において見積りの変更を行いました。この見積りの変更により、有形固定資産は6,607百万円、無形資産は41百万円、売上原価は966百万円、販売費及び一般管理費は47百万円、金融収益は7,661百万円増加しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|------------------|-----------|
| 1 株当たり親会社所有者帰属持分 | 2,724円44銭 |
| 基本的 1 株当たり当期利益 | 191円62銭 |

(偶発債務に関する注記)

重要な訴訟

当社の連結子会社である住友橡膠（中国）有限公司は、2025年7月に常熟市沿江総合服務有限公司及び常熟巽宸供給鏈管理有限公司に対して、倉庫の賃貸借契約の解除及び損害金の支払いを求め蘇州市中級人民法院へ訴訟を提起しました。現時点で当該訴訟が当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響額を合理的に見積ることは困難なため、連結財務諸表には反映しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(企業結合に関する注記)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称：Viaduct, Inc.

事業の内容：車両故障予知ソフトウェアの開発・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社独自のセンサーレス技術「センシングコア」と、Viaduct, Inc. が保有する高度なAI・機械学習技術および車両故障予知プラットフォームを融合させることで、ソリューション事業の競争力強化を図るためです。本件買収を通じて、車両のダウンタイム削減やメンテナンスコストの最適化、安全性の向上といったフリート事業者の課題解決に直結する次世代サービスを提供し、タイヤ販売に留まらない高付加価値なデジタルビジネスの確立を目指してまいります。

(3) 企業結合日

2025年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

特別目的会社を消滅会社とする逆三角合併による取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得により、議決権の過半数を取得したことによります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-----------|-----------------------|-----------|
| 取得の対価（現金） | 企業結合日直前に所有していた出資持分の時価 | 193百万円 |
| | 企業結合日に追加取得した出資持分の時価 | 16,128百万円 |
| 取得原価 | | 16,321百万円 |

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 46百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額：15,142百万円

(2) 発生原因：主として、今後の事業展開により期待される将来の超過収益力により発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間：非償却

6. 取得日における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

| | |
|---------------------|--------|
| 取得対価(注1) | 16,321 |
| 取得資産及び引受負債の公正価値(注2) | |
| 現金及び現金同等物 | 1,195 |
| 営業債権及びその他の債権 | 16 |
| その他の流動資産 | 20 |
| 有形固定資産 | 0 |
| 無形固定資産 | 96 |
| その他の固定資産 | 9 |
| 負債 | △157 |
| のれん(注2)、(注3) | 15,142 |
| 合計 | 16,321 |

- 注1 条件付対価はありません。取得対価は暫定的に算定された金額であり、契約に基づく運転資本等の変動による調整を行った上で確定される予定であります。
- 注2 取得した資産及び引き受けた負債については、当連結会計年度の期末時点において取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な情報に基づいて暫定的に算定しております。
- 注3 のれんは今後の事業展開により期待される将来の超過収益力を反映したものであります。

なお、該当企業結合に関わる取得関連費用は685百万円であり、「販売費及び一般管理費」にて処理しております。

7. 業績に与える影響

取得日以降に被取得企業に生じた売上収益及び当期利益は影響が軽微のため記載を省略しております。また、企業結合が当連結会計年度期首に実施されたと仮定した場合のプロフォーマ情報(非監査情報)は、連結財務諸表に与える影響額に重要性がないため記載しておりません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流動資産 | 385,156 | 流動負債 | 346,011 |
| 現金及び預金 | 3,157 | 電子記録債務 | 9,688 |
| 受取手形 | 65 | 買掛金 | 75,800 |
| 電子記録債権 | 5,121 | 短期借入金 | 68,025 |
| 売掛金 | 217,614 | 1年内返済予定の長期借入金 | 26,000 |
| 商品及び製品 | 31,043 | リース債務 | 349 |
| 仕掛品 | 3,493 | 未払金 | 41,249 |
| 原材料及び貯蔵品 | 22,925 | 未払費用 | 6,599 |
| 未収入金 | 25,432 | 未払法人税等 | 11,318 |
| 短期貸付金 | 59,243 | 預り金 | 101,701 |
| その他 | 17,123 | 賞与引当金 | 2,596 |
| 貸倒引当金 | △ 60 | 役員賞与引当金 | 91 |
| 固定資産 | 686,983 | 製品自主回収関連損失引当金 | 1,019 |
| 有形固定資産 | 121,909 | その他 | 1,576 |
| 建物 | 28,481 | 固定負債 | 222,663 |
| 構築物 | 3,643 | 社債 | 45,000 |
| 機械及び装置 | 42,287 | 長期借入金 | 169,724 |
| 車両運搬具 | 625 | リース債務 | 605 |
| 工具、器具及び備品 | 11,863 | 退職給付引当金 | 5,980 |
| 土地 | 18,905 | 資産除去債務 | 282 |
| リース資産 | 919 | その他 | 1,072 |
| 建設仮勘定 | 15,186 | 負債合計 | 568,674 |
| 無形固定資産 | 135,759 | 純 資 産 の 部 | |
| 商標権 | 83,658 | 株主資本 | 498,500 |
| 顧客関連資産 | 15,252 | 資本金 | 42,658 |
| ソフトウェア | 36,629 | 資本剰余金 | 38,707 |
| リース資産 | 31 | 資本準備金 | 38,702 |
| その他 | 189 | その他資本剰余金 | 5 |
| 投資その他の資産 | 429,315 | 利益剰余金 | 417,503 |
| 投資有価証券 | 10,019 | 利益準備金 | 4,536 |
| 関係会社株式 | 394,215 | その他利益剰余金 | 412,967 |
| 長期貸付金 | 4,416 | 固定資産圧縮積立金 | 1,612 |
| 長期前払費用 | 1,052 | 別途積立金 | 74,842 |
| 差入保証金 | 2,491 | 繰越利益剰余金 | 336,513 |
| 前払年金費用 | 10,138 | 自己株式 | △ 368 |
| 繰延税金資産 | 5,698 | 評価・換算差額等 | 4,965 |
| その他 | 1,446 | その他有価証券評価差額金 | 4,965 |
| 貸倒引当金 | △160 | 純資産合計 | 503,465 |
| 資産合計 | 1,072,139 | 負債純資産合計 | 1,072,139 |

損益計算書

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)
(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------------|----------------|
| 売上高 | 676,415 |
| 売上原価 | △ 541,195 |
| 売上総利益 | 135,220 |
| 販売費及び一般管理費 | △ 98,700 |
| 営業利益 | 36,520 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息及び配当金 | 30,497 |
| その他の | 859 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | △ 4,392 |
| 有形売却損 | △ 472 |
| 為替差損 | △ 1,368 |
| デリバティブ評価損 | △ 848 |
| その他の | △ 1,193 |
| 経常利益 | 59,603 |
| 特別利益 | |
| 退職給付信託返還益 | 16,051 |
| 投資有価証券売却益 | 6,148 |
| 製品自主回収関連損失引当金戻入額 | 191 |
| 固定資産売却益 | 27 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | △ 1,236 |
| 契約解除関連費用 | △ 1,036 |
| 事業再構築費用 | △ 568 |
| 関係会社株式評価損 | △ 100 |
| 固定資産売却損 | △ 14 |
| 子会社株式売却関連費用 | △ 10 |
| 税引前当期純利益 | 79,056 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △ 14,427 |
| 法人税等調整額 | 355 |
| 当期純利益 | 64,984 |

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで
(単位：百万円))

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|---------------------------------------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-----------------|---------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | |
| | | 資 本 金 | 資 本 金 | そ の 他 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 剰 余 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 | 利 益 剰 余 金 合 計 | | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 42,658 | 38,702 | 2 | 38,704 | 4,536 | 1,661 | 74,842 | 288,307 | 369,346 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | | △16,827 | △16,827 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | | 64,984 | 64,984 |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 | | | | | | △49 | | 49 | - |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | △0 | △0 | | | | | |
| 株 式 報 酬 取 引 | | | 3 | 3 | | | | | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | 3 | 3 | - | △49 | - | 48,206 | 48,157 |
| 当 期 末 残 高 | 42,658 | 38,702 | 5 | 38,707 | 4,536 | 1,612 | 74,842 | 336,513 | 417,503 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------|---------|-------------|-------------------------|---------------------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | △26 | 450,682 | 8,192 | 8,192 | 458,874 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △16,827 | | | △16,827 |
| 当 期 純 利 益 | | 64,984 | | | 64,984 |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 | | - | | | - |
| 自 己 株 式 の 取 得 | △359 | △359 | | | △359 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 0 | 0 | | | 0 |
| 株 式 報 酬 取 引 | 17 | 20 | | | 20 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | △3,227 | △3,227 | △3,227 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △342 | 47,818 | △3,227 | △3,227 | 44,591 |
| 当 期 末 残 高 | △368 | 498,500 | 4,965 | 4,965 | 503,465 |

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

| | |
|--------------------------------|--|
| 子会社株式及び 関連会社株式 | 総平均法による原価法 |
| その他有価証券 市場価格のない 株式等以外のもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） |
| 市場価格のない 株式等 | 総平均法による原価法 |
| デリバティブ | 時価法 |
| 商品及び製品 | 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定） |
| 仕掛品 | 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定） |
| 原材料及び貯蔵品 | 主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定） |

2. 固定資産の減価償却の方法

| | |
|----------------------|--|
| 有形固定資産 (リース資産を除く) | 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～50年 構築物 4～60年 機械及び装置 3～17年 工具、器具及び備品 2～20年 |
| 無形固定資産 (リース資産を除く) | 定額法 商標権については10年間の定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| リース資産 | 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

3. 引当金の計上基準

| | |
|-------|---|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 定期的に支給する従業員賞与の当事業年度に負担すべき見込額を計上しております。 |

役員賞与引当金 役員への賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき見込額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

製品自主回収関連
損失引当金 製品自主回収に関する直接回収費用及び関連する費用等について、翌事業年度以降発生すると考えられる合理的な損失見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、タイヤ事業、スポーツ事業、産業品他事業の各製商品の製造、販売を主な事業としており、それぞれの収益認識基準は、以下のとおりであります。なお、当社は顧客への納品後又はサービスの提供後、1年以内に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

（タイヤ事業）

「ダンロップ」「ファルケン」をメインブランドとする乗用車用、トラック・バス用、モーターサイクル用など各種タイヤ及び関連用品を国内外の顧客に提供しております。顧客に商品を引き渡した時点で、履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

（スポーツ事業）

スポーツ用品の販売を国内外の顧客に提供しております。顧客に商品を引き渡した時点で、履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

（産業品他事業）

高機能ゴム製品、生活用品、インフラ系商材などを国内外の顧客に提供しております。顧客に商品を引き渡した時点で、履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理を採用しております。

ヘッジ手段と

ヘッジ手段… 為替予約取引・金利スワップ取引及び

ヘッジ対象

金利通貨スワップ取引

ヘッジ対象… 外貨建予定取引・変動金利の借入金

ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために行っております。

ヘッジ有効性

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

評価の方法

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末の貸借対照表における「関係会社株式」の計上金額は、394,215百万円です。このうちには、Micheldever Group Ltd. 株式 が23,146百万円含まれております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

市場価格のない関係会社株式の評価において、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられている場合を除いて、相当の減額を行い、減損処理を行うこととしております。回復可能性の判断においては、関係会社の事業計画等に基づき将来の実質価額を合理的に見積り、おおむね5年以内に実質価額が取得価額まで回復するかどうかを検討しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

また、Micheldever Group Ltd. 株式については、買収時に見込んだ超過収益力を反映した実質価

額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。なお、当該株式については実質価額の著しい低下はないため、当事業年度において関係会社株式評価損は計上していません。

超過収益力の毀損の有無の検討は、連結計算書類作成におけるのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストと同様に、経営者によって承認された事業計画等の見積りに基づいて行われております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|--|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 452,404百万円 |
| 2. 受取手形割引高 | 31百万円 |
| 3. 保証債務 | 70,838百万円 |
| 債務保証 | 70,797百万円 |
| Sumitomo Rubber AKO Lastik Sanayi ve Ticaret A.Ş. | 41,121百万円 |
| Sumitomo Rubber North America, Inc. (注) 2 | 15,296百万円 |
| その他9社 | 14,380百万円 |
| 経営指導念書 | 41百万円 |

(注) 1. 外貨建保証債務については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(注) 2. 2026年1月1日付で、Dunlop Tires North America, Inc. に商号変更いたしました。

| | |
|--------------------------------------|------------|
| 4. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 266,933百万円 |
| 長期金銭債権 | 4,394百万円 |
| 短期金銭債務 | 172,321百万円 |
| 長期金銭債務 | 3,224百万円 |
| 5. 期末日満期手形等の処理 | |
| 下記の手形等は、実際の手形交換日もしくは決済日に決済処理をしております。 | |
| 電子記録債権 | 157百万円 |
| 支払手形等 | 8,192百万円 |
| 電子記録債務 | 1,813百万円 |

(損益計算書に関する注記)

| | |
|-----------------|------------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 520,978百万円 |
| 仕入高等 | 286,573百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 49,872百万円 |

2. 退職給付信託返還益

将来の退職給付に備えることを目的として退職給付信託を設定しておりましたが、退職給付債務に対して退職給付信託財産を含む年金資産が積立超過の状態であり、今後もその状態が継続すると見込まれることから、退職給付信託の全部について返還を受けました。これに伴い当該返還額に対応する未認識数理計算上の差異を一括処理したことにより、退職給付信託返還益を特別利益に計上しています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式 | 15,195 | 201,744 | 10,066 | 206,873 |

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取と取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

(注) 2. 普通株式の自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分及び単元未満株式の売渡によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

| | | |
|--------|---------------|---------|
| 繰延税金資産 | 関係会社株式 | 11,931 |
| | 研究開発費 | 4,157 |
| | 広告宣伝費 | 1,428 |
| | 繰越外国税額控除 | 1,319 |
| | 販売奨励金 | 972 |
| | 固定資産減損損失 | 881 |
| | 減価償却超過額 | 820 |
| | 未払事業税 | 811 |
| | 賞与引当金 | 794 |
| | 棚卸資産評価損 | 331 |
| | 賞与引当金に係る社会保険料 | 128 |
| | 投資有価証券 | 119 |
| | 資産除去債務 | 89 |
| | 貸倒引当金 | 69 |
| | その他 | 1,442 |
| | 繰延税金資産小計 | 25,291 |
| | 評価性引当額 | △15,198 |
| | 繰延税金資産合計 | 10,093 |
| 繰延税金負債 | その他有価証券評価差額金 | △2,203 |
| | 退職給付引当金 | △1,262 |
| | 固定資産圧縮積立金 | △810 |
| | 外貨建債権債務評価差額 | △70 |
| | その他 | △50 |
| | 繰延税金負債合計 | △4,395 |
| | 繰延税金資産純額 | 5,698 |

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」が課税されることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微です。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|--|---|----------------------------------|----------------------------------|-------------|---------|--------|--------|
| 子会社 | ㈱ダンロップタイヤ | 所有 直接 96.7 % | 自動車タイヤ の販売先 役務の提供 役員の兼任 | タイヤ等の販売(注1) | 155,172 | 売掛金 | 40,096 |
| | | | | 資金の預り(注4) | △16,971 | 預り金 | 40,652 |
| | Sumitomo Rubber North America, Inc.(注9) | 所有 間接 100.0 % | 自動車タイヤ の販売先 役務の提供 役員の兼任 | タイヤ等の販売(注3) | 145,848 | 売掛金 | 58,937 |
| | | | | 資金の預り(注4) | 13,803 | 預り金 | 20,961 |
| | | | | 利息の支払(注6) | 1,056 | | |
| | | | | 保証債務(注7) | 15,296 | — | — |
| | SRI USA, Inc. | 所有 直接 100.0 % | 役務の提供 役員の兼任 | 増資の引受(注8) | 55,028 | — | — |
| | | | | 資金の貸付(注4) | △41,521 | 短期貸付金 | — |
| | Falken Tyre Europe GmbH(注10) | 所有 直接 100.0 % | 自動車タイヤ の販売先 役務の提供 役員の兼任 | タイヤ等の販売(注3) | 81,957 | 売掛金 | 38,814 |
| | Sumitomo Rubber (Thailand) Co.,Ltd. | 所有 直接 100.0 % | 自動車タイヤ の仕入先 役務の提供 役員の兼任 | タイヤ等の仕入(注2) | 123,638 | 買掛金 | 15,782 |
| Micheldever Group Ltd. | 所有 直接 100.0 % | 役務の提供 役員の兼任 | 資金の貸付(注4) | 9,189 | 短期貸付金 | 31,909 | |
| 住友橡膠(中国) 有限公司 | 所有 直接 100.0 % | 自動車タイヤ の販売先 役務の提供 役員の兼任 | 資金の借入(注6) | 759 | 短期借入金 | 24,596 | |
| Sumitomo Rubber AKO Lastik Sanayi Ticaret A.Ş. | 所有 直接 80.0 % | 自動車タイヤ の仕入先 役務の提供 役員の兼任 | 保証債務(注5) | 41,121 | — | — | |
| Sumitomo Rubber South Africa (Pty) Limited | 所有 直接 100.0 % | 自動車タイヤ の販売先 役務の提供 役員の兼任 | 資金の貸付(注4) | 6,538 | 短期貸付金 | 15,008 | |

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

- 注1 取引価格については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、定期的な価格交渉の上、決定しております。
- 注2 取引価格については、予定原価に一定のマージン率を上乗せした金額をもとに決定しております。
- 注3 取引価格については、当社製品の市場価格から算定し、決定しております。
- 注4 資金の貸付、預り及び回収については、CMS（キャッシュマネジメントシステム）に係るものであり、市場金利を勘案し、合理的に利息を決定しております。なお、取引金額は純増減額（△は減少）を記載しております。
- 注5 子会社の銀行借入（86,457千米ドル、149,650千ユーロ）につき保証を行ったものであり、「取引金額」は2025年12月末残高であります。
- 注6 資金の借入については、市場金利を勘案し、合理的に利息を決定しております。なお、取引金額は純増減額（△は減少）を記載しております。
- 注7 アメリカ通関時に発行が必要な税関ボンド（97,700千米ドル）に対する保証であり、「取引金額」は2025年12月末残高であります。
- 注8 増資の引受については、同社が行った株主割当増資を引き受けたものであります。
- 注9 2026年1月1日付で、Dunlop Tires North America, Inc. に商号変更いたしました。
- 注10 2026年2月、Dunlop Tyre Europe GmbHに商号変更する予定です。

（1株当たり情報に関する注記）

| | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,915円51銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 247円17銭 |

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月26日

住友ゴム工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松井理晃
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河野匡伸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飴本拓真
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友ゴム工業株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友ゴム工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月26日

住友ゴム工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松井理晃
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河野匡伸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飴本拓真
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友ゴム工業株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上